

12月2日定例記者会見事項書

令和7年12月2日（火）午前11時～
市役所本庁舎4階 庁議室

1. 市長からの発表

- （1）令和9年開催の「二十歳のつどい」開催日の決定 ----- (資料No.1)
- （2）伊賀市ツキノワグマ出没等対応マニュアルの策定 ----- (資料No.2)
- （3）旧上野ふれあいプラザ跡地活用デザイン会議について ----- (資料No.3)

2. その他

- （1）人権啓発パネル展 ----- (資料No.4)
- （2）本庁舎アート情報 ----- (資料No.5)

担当連絡先
伊賀市教育委員会事務局
生涯学習課生涯学習係
担当者名：高見
電話番号：0595-22-9679

令和9年に開催する「二十歳のつどい」開催日の決定について

1 発表事項の概要

政策変更後に初めて開催する「二十歳のつどい」の開催日の報告

2 発表内容

(1) 目的

二十歳のつどいの実施に関する情報を周知する。

(2) 日時

2027（令和9）年1月10日（日）午後

※令和8年1月の開催はありません。

(3) 場所

伊賀市文化会館（伊賀市西明寺 3240 番地の2 電話 0595-24-7015）

(4) 参加（見込）人数

対象者 約750人

(5) 内容

今後、当事者の意見を聞きながら決定する。

(6) 主催者

伊賀市、伊賀市教育委員会

担当連絡先
伊賀市人権生活環境部 市民生活課
担当者名：服部、堀
電話番号：0595-22-9638

伊賀市ツキノワグマ出没等対応マニュアルの策定について

発表内容

(1) 目的

現在、東北地方を中心として、全国的に人間の生活圏等へのツキノワグマの出没が多く見られ、人的被害も発生していることから、市内においてツキノワグマが出没した際に対応するため、「伊賀市ツキノワグマ出没等対応マニュアル」を策定しました。

(2) 内容概要

ツキノワグマ出没状況等に応じて危険レベルを設定し、現場対応や対策本部の設置など基本的な役割等を定めています。

伊賀市ツキノワグマ出没等対応マニュアル

令和7年12月策定

三重県伊賀市

目次

1. 目的	P 2
2. ツキノワグマの生息状況	P 2
3. ツキノワグマの特徴	P 2
4. 伊賀市マニュアルの位置づけ	P 3
5. ツキノワグマの出没状況に応じた対応	P 3
○ツキノワグマの目撃等の通報があった場合	P 3
○危険レベル 1	P 4
○危険レベル 2	P 5
○危険レベル 3 (緊急銃猟含む)	P 6
参考	P 8
6. ツキノワグマが誤認捕獲された場合	P 9

1. 目的

紀伊半島南部に生息するツキノワグマは、環境省のレッドリストに「絶滅のおそれのある地域個体群」として位置づけられており、また、三重県に生息するツキノワグマは、生息数が少ないとから三重県自然環境保全条例により「三重県指定希少野生動植物種」に指定されている。このことから、保護管理の在り方としては、希少生物として扱い、安易に捕獲の対象とはならない。通常ツキノワグマは森林域を主な生息地としているが、生息域に隣接する人里まで出没することもあり、熊野市、尾鷲市、南伊勢町、大紀町、紀北町、大台町、松阪市の三重県南西部に加え、和歌山県北部、奈良県南部を含むエリアの個体群が紀伊半島個体群として、本州東北部、中部、近畿に至る地域個体群とは孤立した分布となっている（滋賀県において出没したクマについては、紀伊半島に生息するクマとの遺伝的系統について不明）。近年では、いなべ市、津市、鈴鹿市、亀山市、名張市、また隣接する甲賀市・山添村においても目撃・出没情報がある。

伊賀市では、毎年数件程度、ツキノワグマらしき個体の目撃情報が寄せられたことがあり、センサーcamera設置、周囲をパトロールしたものの、発見には至らなかった経緯がある。しかしながら、近年、県内外の隣接市町村等において、目撃・出没情報の報告もあり、本市においても、生息の可能性は否定できない状況である。

のことから、市内にツキノワグマ等が出没した際、的確に行えるよう三重県が策定する三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル（平成27年11月令和5年3月改定）に準拠することを基本としつつ、伊賀市危機管理基本計画（令和5年4月（修正））（以下「基本計画」という。）に基づき、住民・来訪者の安全・安心を最優先に考え、市、三重県、伊賀警察署など関係機関が危険レベルに応じ、適切に対応できるよう、役割分担のほか人員体制をまとめた伊賀市ツキノワグマ出没等対応マニュアル（以下「伊賀市マニュアル」という。）を作成する。

なお、危険動物・野生動物の出没等についても、伊賀市マニュアルに準ずる。

2. ツキノワグマの生息状況

県内では、松阪市、大台町、紀北町、尾鷲市、熊野市に生息情報があり、これらの三重県南西部と奈良県南部、和歌山県北部にかけては、紀伊半島個体群として孤立した分布をしている。1984年の調査では、紀伊半島（三重・奈良・和歌山）における生息個体数は、約180頭と推定されている。

（出典：ツキノワグマ保護指針（三重県）、三重県レッドデータブック 2015）

3. ツキノワグマの特徴

形態：全身黒色で胸のところに白い三日月状紋がある。本州中部、東北の個体は成獣で体重80～120kg程度であるが、紀伊半島の個体は成獣で体重30～65kg程度であり、他地域に比べると小型である。

・聴覚：非常に優れている

- ・嗅覚：非常に優れている
 - ・視覚：あまりよくない
 - ・食性：植物性に偏った雑食性。ハチミツ・アリ類も好物
春～夏 ブナなど樹木の新芽、新葉、前年の堅果類、キイチゴ類などの果実、ササ、タケ、イラクサ科の草本など。
夏 アリ、ハチなどの昆虫類、クロモジ、サルナシなどの果実類。
秋 堅果類（ミズナラ、コナラ、ブナ、クリなど）、ミズキ、カキなど。
この他、アズキナシ、ウラジロノキなど晩秋まで残る果実類。
 - 動物食の割合は低くて、年間をならして 10%程度であるが、魚や昆虫、動物の死体なども食べるほかに、罠にかかったニホンジカやイノシシを食べることもある。
 - ・行動範囲：年齢や餌の分布と量によって変動する。無線標識を付けた個体の追跡調査から、およそ以下のようなデータが得られている。
オス：通常は、30 平方キロから 50 平方キロ程度、まれに 100 平方キロを超える広い行動圏をもつ個体もいる。
メス：通常は、10 平方キロから 30 平方キロ程度、まれに 50 平方キロ程度。
 - ・活動：一般的には繁殖は2～3年に一度で1産2仔と少なく、また、メスが性的熟成に達するのは3歳前後である。繁殖（交尾）は、初夏に行い、2月頃に1頭あるいは2頭の仔を出産する。仔グマは生後1年半ほど母クマと行動を共にする。木登り、穴掘りなどのための力が強く、爪も発達している。人より早く走る。泳ぎも得意。明け方、夕方の活動が活発といわれるが、日中も活動している。
- （出典：三重県レッドデータブック 2015、「クマ類の出没対応マニュアル改定版一」（環境省）及び環境省レッドデータブック 2014）

4. 伊賀市マニュアルの位置づけ

伊賀市マニュアルは、基本計画における個別マニュアルとして位置づけ、危機を未然に防止、また発生した場合に初動対応を混乱なく行うため、想定される危機ごとに実施すべきものである。

また、伊賀市マニュアルについては、新たに見出された課題や改善点を反映させることで、随時、必要な見直し・修正を行うことができる。

5. ツキノワグマの出没状況に応じた対応

「基本計画」、「伊賀市マニュアル」を基に対応する。

○ツキノワグマの目撃等の通報があった場合

目撃等の通報があった場合、産業農林部農林振興課へ報告する。産業農林部農林振興課は【クマ目撃情報様式】を用いて、情報の聞き取りを実施したうえで、現場確認を行う。産業農林部農林振興課は、必要な措置を講ずるとともに、危機情報が断片的なものであっても人権生活環境部市民生活課に報告する。

危険レベルの区分及び関係機関の具体的対応は次のとおりとする。

危険レベル1

「生息・保護地域」及び「緩衝地域」で目撃（山中や山中の道路沿いで目撃、山中の痕跡（糞、足跡、爪痕等））の発見された場合、または人身被害の発生する恐れが低い（目撃情報はあるが、痕跡からツキノワグマであることが断定できない）場合

人権生活環境部 市民生活課	農林振興課の現場確認の報告を受けた後、危険動物報道発表基準要領に従って <ul style="list-style-type: none">・市長・副市長報告・関係機関・部署に情報提供・市内注意喚起（伊賀市防災・情報アプリ、ホームページ等）・議会報告・報道対応
産業農林部 農林振興課	<ul style="list-style-type: none">・現場確認・伊賀農林事務所森林・林業室に情報提供・市民生活課と情報共有 <p>状況に応じて</p> <ul style="list-style-type: none">・鳥獣被害対策実施隊、伊賀市猟友会に情報提供・管轄警察署に情報提供・市、森林・林業室、鳥獣被害対策実施隊と現場確認、調査
三重県伊賀農林事務所 森林・林業室	・「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」により対応
鳥獣被害対策実施隊	状況に応じて <ul style="list-style-type: none">・情報共有し、パトロール等・市、県と現場確認・調査
伊賀市猟友会	状況に応じて <ul style="list-style-type: none">・情報共有
管轄警察署	状況に応じて <ul style="list-style-type: none">・情報共有し、必要に応じて現場確認、パトロール等

「基本計画」、「伊賀市マニュアル」、「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」「危険動物報道発表基準要領」に基づき対応する。

人権政策環境部 市民生活課（窓口対応）

- (1) 目撃情報を最初に受けた場合は、農林振興課、管轄警察署等に報告する。
- (2) 危険動物報道発表基準要領に従って、市民等への周知を行う。

産業農林部 農林振興課（現場対応）

(1) 三重県伊賀農林事務所 森林・林業室（以下「森林・林業室」という。）、鳥獣被害対策実施隊、伊賀市猟友会、管轄警察署等に報告する。報告後、市、森林林業室と鳥獣被害対策実施隊（状況に応じて）と現場確認を行う。また、管轄警察署は、必要に応じて現場確認・調査を行う。

調査については、足跡、体毛、爪痕等を調査し、人権生活環境部に情報共有する。

(2) 現場にて、ツキノワグマの痕跡があれば、「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」・「伊賀市マニュアル」により対応する。

危険レベル2

「被害防止地域」（集落、田畠、果樹園、養蜂巣箱、ゴミ捨て場など人の生活圏）における出没、又は痕跡の発見された場合

人権生活環境部 市民生活課	<ul style="list-style-type: none">・農林振興課と情報共有・協議・関係機関・部署に情報提供・管轄警察署等情報共有・市長・副市長報告・報道対応・市内注意喚起（伊賀市防災・情報アプリ、ホームページ等）
防災危機対策局	<ul style="list-style-type: none">・市民生活課と情報共有
産業農林部 農林振興課	<ul style="list-style-type: none">・現場対応・県と情報共有・協議・市民生活課と情報共有・協議・管轄警察署等情報共有・協議・鳥獣被害対策実施隊、伊賀市猟友会に情報共有・協議・隣接する市町村に情報提供
三重県伊賀農林事務所 森林・林業室	<ul style="list-style-type: none">・「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」により対応
鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none">・現場対応、パトロール等
伊賀市猟友会	<ul style="list-style-type: none">・現場対策本部（アドバイザー）・現場対応、パトロール等（状況に応じて）
管轄警察署	<ul style="list-style-type: none">・情報共有し、必要に応じて、パトロール等を実施

「基本計画」、「伊賀市マニュアル」、「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」に基づき対応する。

人権生活環境部 市民生活課（窓口対応）

(1) 農林振興課と情報共有を行う。

(2) ツキノワグマと断定された場合は、伊賀市防災・情報アプリ等により速やかに

出没地周辺の市民や施設関係者等に情報提供を行う。

(3) 防災危機対策局に状況を伝え、対策本部設置レベルに備える。

防災危機対策局（補佐対応）

(1) 対策本部設置に備え、人権生活環境部の補佐を行う。

産業農林部 農林振興課（現場対応）

(1) 現場確認・調査後、ツキノワグマと断定された場合、「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」に従い関係機関と協議し、対応を決める。

- ・現場報告として、市長・副市長に報告する。
- ・伊賀市鳥獣被害対策実施隊に連絡・情報共有し、現場対応を行う。
- ・伊賀市猟友会に連絡し情報共有し現場対応を依頼する（状況に応じて）。

危険レベル3（緊急銃猟含む）

緊急対応（人身被害が発生した、人家等へ侵入している、周囲に追い払う先のない場所（市街地等）に出没した等）が必要な場合

防災危機対策局	<ul style="list-style-type: none">・対策本部設置・運営・現地対策本部との情報共有・関係機関・部署に情報提供・連携・報道対応・緊急銃猟対応（関係機関、市関係部署との連携）
人権生活環境部 市民生活課	<ul style="list-style-type: none">・市内注意喚起（伊賀市防災・情報アプリ、ホームページ）・警戒区域内の施設等への連絡・連携
産業農林部 農林振興課	<ul style="list-style-type: none">・現地対策本部設置・運営・対策本部との連携・現場対応・協議（住民自治協議会、住民対応等含む）・「伊賀市マニュアル」、「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」により、森林・林業室、管轄警察、鳥獣被害対策実施隊、伊賀市猟友会と情報共有、協議し、被害の発生を防ぐため、連携する・緊急銃猟対応（現地対策本部）
三重県伊賀農林事務所 森林・林業室	<ul style="list-style-type: none">・「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」により対応
鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none">・緊急銃猟、現場対応、パトロール等
伊賀市猟友会	<ul style="list-style-type: none">・パトロール等・現場対策本部（アドバイザー）
管轄警察署	<ul style="list-style-type: none">・現地対策本部（県、市等、情報共有し、パトロール等）

を実施)

「緊急銃猟ガイドライン」「基本計画」、「伊賀市マニュアル」、「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」に基づき対応する。

防災危機対策局（対策本部対応）

- (1) 警戒区域の設定に係る市民への周知や屋内退避・誘導等について関係機関等と連携して迅速な対応にあたるため、伊賀市役所内に「対策本部」を設置する。
- (2) 現地本部との情報共有に努め、警戒区域の設定や解除等の情報を市民に対して周知を行うとともに、市職員の動員及びその他関係機関との連絡調整を行う。

人権生活環境部 市民生活課

- (1) 警戒区域の設定がされた際は、伊賀市防災・情報アプリ等により速やかに周知を行う。
- (2) 警戒区域内の施設等における退避等に関して、市の所管部署の職員と協力・連携を行う。

産業農林部 農林振興課（現地対策本部）

現場対応として、「緊急銃猟ガイドライン」、「基本計画」、「伊賀市マニュアル」、「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」により、対策本部、森林・林業室、管轄警察署、鳥獣被害対策実施隊、伊賀市猟友会等関係機関は、速やかに、相互の関係機関で情報共有し、被害の拡大、あるいは、被害の発生を防ぐため、連携して、捕獲、住民の避難、立ち入り制限、パトロール等実施し、住民の安全を確保する。

緊急銃猟

国 緊急銃猟ガイドラインに沿って対応する（ガイドライン参照）。

対策本部と現地対策本部、関係機関で連携、協議し、決定する。

緊急銃猟の条件概要

1. 緊急銃猟が可能な条件

- ・危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し
- ・危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で
- ・銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり
- ・避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない場合

2. 人の日常生活圏の考え方

緊急銃猟が実施可能な範囲は、人の日常生活圏とその付近に限定されるここでいう人の日常生活圏とは、人が生計を立て、普段活動する過程で行動する範囲を指している。例えば住居や広場、生活道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車も含まれる。また、法第38条に規定される住居集合地域等も、人の日常生活圏に含まれる。

県に対する応援要請（対策本部）

鳥獣保護管理法第34条5に基づき、市長は、三重県知事に対する応援要請が可能である。三重県職員は市長の指揮のもと行動するものとし、安全確保措置を講ずる際の支援や指揮命令への技術的助言等を行うものとする。

持出物品

「緊急銃猟ガイドライン」、「基本計画」、「伊賀市マニュアル」、「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」、筆記用具、クマよけスプレー、鈴、ヘルメット、盾、ビブス、チェックリスト、地図、関係者連絡リスト、カメラ、ビデオカメラ他

参考

- 熊等が住宅街に出没した場合における警察官職務執行法第4条第1項を適用した対応について：令和2年10月警察庁生活安全局保安課長通知抜粋
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。) 第38条の規定により、日出前及び日没後並びに住居集合地域等における銃猟が禁止されているところ、熊等の住宅街への出没により現実的・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。) 第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れたツキノワグマを駆除するよう命ずることができるところである。また、警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態も想定されるところ、ハンターの判断により、緊急避難(刑法第37条第1項)の措置としてツキノワグマを猟銃を使用して駆除することも行い得るところである。

警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)

(避難等の措置)

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急速を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

刑法（明治40年法律第45号）

（緊急避難）

第37条　自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずに行った行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えてなかった場合に限り、罰としない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2　前項の規定は業務上特別の義務のある者には適用しない。

6. ツキノワグマが錯誤捕獲された場合

人権生活環境部

（1）農林振興課から現場確認の報告を受けた後、必要に応じて、市のホームページなどを活用し市民に情報提供する。

産業農林部 農林振興課

（1）錯誤捕獲の現場確認及び放獣作業等については、「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルP11～16に準じ、三重県主導のもと対応することとする。ただし、三重県の指示に迅速に対応できるよう体制を整えておく。

クマ目撃情報（第 報）

年 月 日 () :

内 容

① 通報日時： 年 月 日 () 時頃

② 通報者： _____

③ 通報者住所： _____

④ 通報者の連絡先 _____

⑤ 目撃時の状況

通報者と目撃者は [同じ ・ 違う]

違う場合は目撃者の連絡先 氏 名 _____

電話番号 _____

住 所 _____

怪我の有無 [無 ・ 有 (内容) _____]

目撃日時 月 日 () :

目撃者の行動 [歩行中・運転中(自動車・オートバイ・自転車)]・他_____

目撃個体からの距離：約 _____ m

目撃場所の状況 住所 _____

山林・田畠・集落・道路(車道・歩道)・その他 _____

目印になるもの _____

目撃個体について

体長 約 _____ cm

色 _____

特徴 _____

行動の様子 _____

その他 (写真・ドライブレコーダー、一人かグループ等)

担当連絡先
伊賀市産業農林部
中心市街地推進課
担当者名：森中、中林
電話番号：0595-22-9825

旧上野ふれあいプラザ跡地活用デザイン会議について

1 発表事項の概要

- ・旧上野ふれあいプラザ跡地の活用に関し、事業者と契約解除合意書を締結しました。
- ・跡地活用のデザイン策定に向け、学識経験者や専門家と市民が参加する「旧上野ふれあいプラザ跡地活用デザイン会議」の準備を進めます。
- ・広く市民の意見を反映させるため、デザイン会議の事前準備として市民委員を公募します。

2 発表内容

(1) 目的

本会議は、跡地の整備計画に市民の創造力とニーズを反映させるための共同の場であり、具体的な基本デザインの方向性を策定することを目的とします。

(2) 募集内容

募集人数：若干名（委員の構成率を勘案して決定）

選考方法：作文による（旧上野ふれあいプラザ跡地の利活用に関するアイデアを800字以内）

応募資格：

- ・市内に在住・在勤・在学する18歳以上で、本跡地活用に熱意のある人
- ・平日の日中に開催される会議（数回程度を予定）に出席可能な人
- ・市議会議員・市職員・市が設置する審議会又は市の付属機関の委員でない人

(3) 募集方法

①応募先

産業農林部中心市街地推進課

②応募期間

令和7年12月3日から令和7年12月22日

郵送の場合は〆切日の消印有効です。

メール・FAX・持参の場合は午後5時 ※必着

担当者連絡先
資産経営課資産活用係
担当者名：松山、濱田
電話番号：0595-22-9690

旧上野ふれあいプラザの契約解除合意書の締結について

1 発表内容

(1) 目的

旧上野ふれあいプラザの市有財産売買契約について、株式会社ひまわりケアサービスと令和7年12月1日付で、契約解除合意書を締結しました。

(2) 内容

契約解除については、令和8年1月30日までに次の事項を株式会社ひまわりケアサービスの負担により執行し、市が全ての事項の完了を確認後、売買代金721万円を返還することとしています。

- ・3階天井開口部（約3.55m×26.40m）を市が承認した工法により封鎖
- ・届出済の特定粉じん排出等作業の完了
- ・床に堆積した土砂等を適切に処分
- ・残置された産業廃棄物を適切に処分
- ・1階トイレの撤去部分に溜まった水を適切に処分
- ・確認申請書の取下げ
- ・所有権移転に必要な書類
- ・所有権移転登記に係る登録免許税

担当連絡先
人権生活環境部 人権政策課
担当者名：中川
電話番号：内線 2612

人権啓発パネル展の開催について

(1) 目的

毎月テーマを変えてパネル展を開催し、より多くの市民に人権啓発パネル等を見てもらうことで、さまざまな人権問題に触れてもらい、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざします。テーマもそれぞれ違いますので、ひとりでも多くの市民の方に興味を持っていただければと思います。

(2) 展示内容

①人権政策課「人権啓発パネル展」

学校や家庭などといった日常の生活の中で感じた人権に関する思いを表現した作文やポスター、標語作品を募集しました。

市内小中学生一人ひとりがまっすぐに表現した作品をパネルにしたものです。

テーマ：「2025 年度人権作品」

期 間：12月1日（月）～12月25日（木）

平日のみ午前8時30分～午後5時15分

伊賀市役所 本庁舎3階フロア（伊賀市四十九町 3184 番地）

②寺田市民館「じんけん」パネル展

世界人権宣言が採択されて77年が経過しますが、法務省が制作した人権啓発教材「世界人権宣言 70 周年」を題材に、今一度世界人権宣言についてあらたに学び考えてみましょう。

テーマ：「世界人権宣言」

期 間：12月3日（水）～12月25日（木）平日のみ 午前9時～午後5時

※12月9日（火）・16日（火）は午後7時30分まで延長

寺田教育集会所 第1学習室（伊賀市寺田 225 番地）

③いがまち人権センター「いがまち人権パネル展」

部落差別解消推進法は、2016年12月16日に公布されました。この法律は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目的としています。

パネルでは法律の施行までの経緯と、法律の意義について解説しています。ぜひご覧ください。

テーマ：「部落差別解消推進法」

期 間：12月3日（水）～12月18日（木）平日のみ 午前9時～午後5時

※12月4日（木）・11日（木）・18日（木）は午後7時30分まで延長

いがまち人権センター（伊賀市柘植町 8898）

じんけんけいはつばねるてん 人権啓発パネル展

【12月のテーマ】

ねんとじんけんさくひんてん
「2025年度人権作品展」

がっこう かてい
学校や家庭などといった生活の中で、一人ひとりが感じた人権に

かん おも
関する想いをまっすぐに表現した作文、標語、ポスター作品です。

らん
ぜひご覧ください。

【展示期間】

12月1日(月)～12月25日(木)

【展示場所】

①本庁舎 3階 北側エレベーターホール

と
【問い合わせ】

②本庁舎 3階 国調閲覧室 壁面・本庁舎 1階 市民スペース

人権政策課 TEL 0595-22-9683 (内線2611)



てらだしみんかん

てん がつ

寺田市民館「じんけん」パネル展12月

せかいじんけんせんげん

世界人権宣言

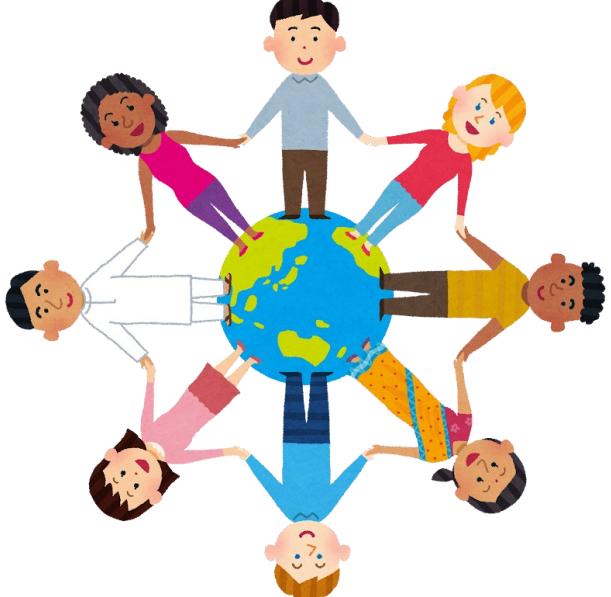
せかいじんけんせんげん さいたく ねん けいか ほうむしょう
世界人権宣言が採択されて77年が経過しますが、法務省が
せいさく じんけんけいはつきょうざい せかいじんけんせんげん しゅうねん だいざい
制作した人権啓発教材（世界人権宣言70周年）を題材に、
いまいちどせかいじんけんせんげん まな かんが
今一度世界人権宣言についてあらたに学び考へてみましょう。

ばしょ てらだきょういくしゅうかいしょ だい がくしゅうしつ
場所 : 寺田教育集会所 第1学習室

にちじ がつみっか すい にち もく
日時 : 12月3日(水)~25日(木) 9:00~17:00

えんちょうび がつここのか か にち か
延長日 : 12月9日(火)・16日(火)

てんじ
***19:30まで展示しています。**



と あ さき てらだしみんかん
お問い合わせ先: 寺田市民館
TEL/FAX 23-8728

いがまち人権センターパネル展

部落差別解消推進法

いがまち人権センターでは、人権に関するパネル展を毎月行っています。

12月は「部落差別解消推進法」についてパネル展示を行います。

部落差別解消推進法は、2016年12月16日に公布されました。

この法律は、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、「部落差別は許されないものである」との認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目的としています。

パネルでは法律の施行までの経緯と、法律の意義について解説しています。ぜひお越し下さい。

«12月の人権・平和デー»

<<11月11日～12月10日 差別をなくす強調月間>>

1日 世界エイズデー / 2日 奴隸制度廃止国際デー / 3日 國際障害者デー

5日 経済・社会開発のための国際ボランティア・デー

世界土壤デー(土壤資源の持続可能な管理を啓発)

7日 國際民間航空デー(國際民間航空を能率的かつ秩序あるものにすることを目的としたシカゴ条約の調印50周年を迎えた際に実施された。)

9日 國際腐敗防止デー(汚職・腐敗行為の撲滅を呼びかける日)

10日 世界人権デー(4日～10日 人権週間)

11日 國際山岳デー(山岳地域の環境保全と持続可能な開発について考える日)

18日 國際移住者デー / 20日 人間の連帯国際デー

友人・知人を誘い合って学習を深めてください。心よりお待ちしています。

【期間】2025年12月3日(水)～18日(木)午前9時～午後5時

※ただし、土・日曜日は休館します。

※4日(木)、11日(木)、18日(木)は午後7時30分まで延長します。

【展示形式】企画パネル

【展示会場】〒519-1402 伊賀市柘植町8898番地
伊賀市人権生活環境部同和課いがまち人権センター

電話番号(0595)45-4482

(最寄の I C)名阪国道上柘植 I C より、車で約2分

担当連絡先
地域力創造部文化振興課
担当者名：井田
電話番号：0595-41-0400

伊賀市本庁舎アート情報（12月展示）について

《発表内容》

伊賀市本庁舎を利用して、絵画等の展示場所を市民に提供することと、市民の誰もが文化芸術に触れることができる場所を提供するために、本庁舎4階に市民ミニギャラリーを設置し、作品を展示しています。

今月の展示は次のとおりです。

また、多くの皆さんに文化芸術に触れ親しんでいただくため、本庁舎1階にも、美術作品や生花を展示します。

(1) 展示場所 伊賀市本庁舎4階 市民ミニギャラリー

1階 玄関横

(2) 展示期間 12月1日（月）～12月26日（金）

午前8時30分～午後5時15分（市役所の開庁時間に準ずる）

※準備・撤去の都合により展示のない時間帯が生じる場合があります

(3) 展示内容

○【4階市民ミニギャラリー】

いがしきそくひんてんじ
伊賀市寄贈作品展示
しゃしん いしほうげん やさくひんてん
写真 石原健哉作品展

○【1階玄関横】

しゃしん めいじ うえのじょうじっけい よみがえ しつぱんしやしん
写真 「明治の上野城十景 - 鮎 るガラス湿板写真一」

○華道（伊賀華道協会）

12月1日	～	12月5日	こうしゅうりゅう 甲州流
12月8日	～	12月12日	こうしゅうりゅう 甲州流
12月15日	～	12月19日	おはらりゅう 小原流
12月22日	～	12月26日	こうしゅうりゅう 甲州流

(4) 主催者 伊賀市 地域力創造部 文化振興課